



答 申 第 7 9 0 号
令和元年 11 月 26 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、令和元年11月26日付け
神戸市住第1742号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

精神入院医療費助成制度の実施に伴う住民基本台帳データの利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 精神入院医療費助成制度を実施するにあたり、対象者に制度案内をするため、住民基本台帳情報を利用して、対象者の資格要件を確認することは、早期の入院治療、退院後の地域生活への円滑な移行促進に寄与するものであり、公益に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

精神入院医療費助成制度の実施に伴う
住民基本台帳データの利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

別紙
答申 790

令和元年 12 月 1 日時点の住民基本台帳登録情報

【住民基本台帳登録情報】

- ・ 住記個人番号
- ・ 郵便番号
- ・ 住所
- ・ 氏名
- ・ 生年月日



答申第791号
令和元年11月26日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕三



答申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、令和元年11月21日付け神保保精第1302号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

精神入院医療費助成制度の実施に伴う
福祉情報システムデータの利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

1. 精神入院医療費助成制度を実施するにあたり、対象者に制度案内をするため、自立支援医療の認定者情報を利用して、対象者の資格要件を確認することは、早期の入院治療、退院後の地域生活への円滑な移行促進に寄与するものであり、公益に資すると認められるので、妥当である。
2. この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

精神入院医療費助成制度の実施に伴う
福祉情報システムデータの利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

別紙
答申 791

令和元年12月1日時点で、福祉情報システムに登録されている、神戸市民であり自立支援医療（精神通院医療）の認定を受けている方

令和元年12月2日から令和2年11月30日まで、新規に自立支援医療（精神通院医療）の認定を受けた方

【福祉情報システム登録情報】

- ・宛名番号
- ・郵便番号
- ・住所
- ・氏名
- ・生年月日
- ・保護者氏名
- ・保護者住所
- ・自立支援医療認定期間

答 申 第 7 9 2 号
令和元年 11 月 26 日

写

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、令和元年 11 月 22 日付け神保保調第 3219 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

精神入院医療費助成制度の実施に伴う電子計算機処理について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 精神入院医療費助成制度を実施するにあたり、対象者に制度案内をするため、住民基本台帳情報及び自立支援医療の認定者情報を利用し、対象者データを抽出すること、及び対象者の資格要件や支払状況の確認について電子計算機処理することは、早期の入院治療、退院後の地域生活への円滑な移行促進に寄与するものであり、公益に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

精神入院医療費助成制度の実施に伴う電子計算機処理について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

別紙
答申 792

令和元年12月1日以降の情報を管理する。

◎は条例第11条第2項に該当するもの

【福祉情報システム】

- ・宛名番号
- ・◎郵便番号
- ・◎住所
- ・◎氏名
- ・◎生年月日
- ・◎自立支援医療認定期間
- ・◎助成対象入院日
- ・◎助成対象退院日
- ・◎助成対象入院日数
- ・◎助成日
- ・◎助成金額